

之儀、店借り・出店衆・地借・前地之もの・召仕等迄
寺請状取置、入レ念吟味可レ仕候事

○一耕作商売をも不レ致、又者遠国江切々相越

者、并博奕其外賭之諸勝負を好、不似合

衣類着、不審多きもの於レ有レ之ハ、早速可ニ申

上候、若隱置彼之もの悪事をなし、脇より

頭におゐてハ、其者并親子兄弟之儀者不レ及ニ

申上、名主・五人組迄御穿鑿之上、科之輕重ニ

したかひ御科可レ被ニ 仰付候、惣而一夜泊他所江

相越候といふとも、其行所并用事之子細、名主・

五人組江相断可ニ罷出候事

附り、盗人・訴人二者其同類より後日に

あたをなすにつき、氣遣いたし不ニ罷出由

聞候、向後御役所之筒江密々ニ書付可ニ差上候、

あたをなさゝる様ニ可レ被ニ 仰付旨奉レ畏候事

○一在々物さわかしき節者、つまり能所ニ番屋を

立置、夜番をいたし候、其郷中者勿論、隣郷より

盗人見出し聲を立るにおゐてハ、早速出合

捕置候様ニ名主・百姓申合、常々心掛油断仕る

間敷事

○一此以前より鉄炮御免之所者格別、其外在々

所々におゐて鉄炮所持すへからず、自然相背無

益之殺生いたし、昼夜を不レ限山野ニ住者於レ

有レ之者可ニ申出候、縦同類たりといふ共、其科を

免シ御褒美可レ被レ下候、隱置他所より頭におゐてハ、

御穿鑿之上曲事可レ被ニ 仰付事

○一於ニ在々所々、馬盗人有レ之間、不レ限ニ昼夜ニ不審成

もの、馬を牽通候ニ付而者、其落着所まで

村繼に送届、其住所之名主・五人組江慥ニ申断、

其段御訴可ニ申上事

附り、慥成口入なくして、馬売買仕

間敷事